

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「308, 600 円」を「309, 200 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 14 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提出理由）

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた初任給調整手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。